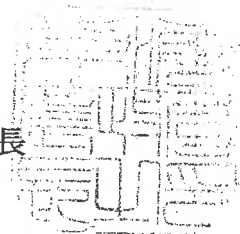




2海振第214号  
令和2年4月10日

岐阜県知事殿

東海農政局長



水利施設等保全高度化事業実施要綱の一部改正について

このことについて、令和2年4月1日付け元農振第3666号により農林水産事務次官から別添（写）のとおり依命通知があったので、御了知の上、本事業の適切かつ円滑な実施に特段のご配慮をお願いします。

なお、貴県下関係機関に対しては、貴職からこの旨通知願います。

問い合わせ先

東海農政局農村振興部水利整備課

補助事業係 井出 早喜子

〒460-8515 名古屋市中区三の丸1-2-2

電話052-223-4637（ダイヤルイン）

052-701-7271（内線2644）

Fax 052-219-2667





元農振第3666号  
令和2年4月1日

東海農政局長 殿

農林水産事務次官

水利施設等保全高度化事業実施要綱の一部改正について

水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2702号農林水産事務次官依命通知）の一部が別紙新旧対照表のとおり改正されたので、御了知いただくとともに、本事業の円滑かつ的確な実施に御配慮願いたい。

なお、貴局管内の県知事に対しては貴職から通知するとともに、本事業の実施につき適切な御指導を願いたい。

以上、命により通知する。



○ 水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2702号農林水産省農林水産事務次官依命通知） 新旧対照表（案）

(下線の部分は改正部分)	
改正後	現行
水利施設等保全高度化事業実施要綱	水利施設等保全高度化事業実施要綱
<p>平成30年3月30日付け29農振第2702号  <b>最終改正</b> <u>令和2年4月1日付け元農振第3666号</u></p>	<p>平成30年3月30日付け29農振第2702号  <b>最終改正</b> <u>平成31年3月29日付け30農振第2986号</u></p>
<p><b>第1 目的</b>                      近年、農業従事者の減少や高齢化、農業所得の減少に加え農業水利施設の老朽化に起因する不測の事態が増加している状況にある中、地域の営農方針に応じた農業経営を実現するためには、農業生産の継続に必要な基盤整備を通じて、農業の競争力を強化することが必要である。                      そのためには、農業水利施設の安定的な機能を確保するための効率的な機能保全対策等を推進するとともに、収益性を高めるための農業の高付加価値化や高収益作物の導入・生産拡大、担い手への農地集積・集約化等の政策課題に応じた整備を行い、農業の構造改革を推進することが不可欠である。                      このため、本事業により、環境との調和にも配慮しつつ、老朽化した農業水利施設の長寿命化対策により既存の施設を活用しつつ、農地の畑地化・汎用化や畑地の高機能化、農地集積の加速化に向けた整備を推進し、もって、生産効率・安全性の向上及び競争力ある「攻めの農業」の実現に資することとする。                      加えて、台風や豪雨による水管の激甚化への対策として、利水目的の農業用ダムにおいて、洪水調節機能を付加・強化するための管理体制の整備や、治水対策として行われる事前放流等利水を目的とした施設管理の範疇を超えた取組について支援し、利水目的の農業用ダムにおける洪水調節機能の発揮に資するものとする。</p>	<p><b>第1 目的</b>                      近年、農業従事者の減少や高齢化、農業所得の減少に加え農業水利施設の老朽化に起因する不測の事態が増加している状況にある中、地域の営農方針に応じた農業経営を実現するためには、農業生産の継続に必要な基盤整備を通じて、農業の競争力を強化することが必要である。                      そのためには、農業水利施設の安定的な機能を確保するための効率的な機能保全対策等を推進するとともに、収益性を高めるための農業の高付加価値化や高収益作物の導入・生産拡大、担い手への農地集積・集約化等の政策課題に応じた整備を行い、農業の構造改革を推進することが不可欠である。                      このため、本事業により、環境との調和にも配慮しつつ、老朽化した農業水利施設の長寿命化対策により既存の施設を活用しつつ、農地の畑地化・汎用化や畑地の高機能化、農地集積の加速化に向けた整備を推進し、もって、生産効率・安全性の向上及び競争力ある「攻めの農業」の実現に資することとする。</p>
<b>第2～第9</b> （略）	<b>第2～第9</b> （略）

**附 則**

- 1 この通知は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年度においては、第2の1、2及び4の事業を実施しようとする場合における事業採択申請書等の提出期限は、第7の1の規定にかかわらず、令和2年10月末日までとする。